

就労選択支援事業所 就労選択支援員様

大阪府立和泉支援学校

校長 芥川 豊和

就労選択支援に係る他機関連携によるケース会議の手続きについて（お願い）

日頃より本校の教育活動にご支援いただき、ありがとうございます。

令和7年10月1日より、新たな障がい者福祉サービスである就労選択支援事業が創設され、本校高等部の生徒がサービス利用の対象となります。本校といたしましても、令和7年5月15日付けの通知「特別支援学校等における就労選択支援の取扱いについて」をふまえ、市町自治体をはじめ、就労選択支援事業所等と連携をはかりたいと考えております。一方、本校在籍生徒の個人情報を提供することになるため、連携を図るうえでの手続きは丁寧に行う必要があると考えております。

そこで、就労選択支援員が主体となって行う、就労選択支援に係る他機関連携によるケース会議の開催については、下記の通り設定させていただきます。ご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

【本校との連携時の流れ】

個人情報の観点から、まず就労選択支援利用生徒の保護者に①の手続きを行っていただき、その後、担当の就労選択支援員が中心となって②～④の手続きをお願いいたします。

①サービス利用生徒の保護者が、学校へ「就労選択支援について（連絡）」を提出する。

②就労選択支援員が、進路指導担当教員に、本校からの会議への参加形式や情報共有の項目等について確認を行う。本校からの会議の参加形式は、原則オンライン会議での参加とする。

確認次第、就労選択支援員とサービス利用生徒の担任が、会議の日程調整を行う。

③就労選択支援員が依頼書「就労選択支援に係る他機関連携によるケース会議について*」を、保護者を通じて担任へ提出し、会議を実施する。

*依頼書「就労選択支援に係る他機関連携によるケース会議について」は本校ホームページをご確認ください。

④就労選択支援員が作成したアセスメントシートは、原則、保護者経由で本校と共有してください。アセスメント結果は、保護者の同意のもと、関係機関とも共有し、今後の進路選択においても活用いたします。

【お問い合わせ先】

大阪府立和泉支援学校

進路指導部：土橋 首席：廣田

Tel：0725-45-9556（進路指導部直通）